

平成26年度

お気軽にお申し込みください。

# ひと・まちづくり出前講座のご案内

出前講座とは、町政について「わからない事を教えてほしい」「学習を深めたい」との団体・グループの希望にお応えして、講師(説明役)として町職員\*を派遣する制度です。ぜひ、町政に関するこの学習の場としてご活用ください。

\*課題・内容によって、町理事者を派遣する場合があります。



## ●開催日時

平日の9:00～21:00(終了)までの、1時間程度といいたします。(ただし、やむを得ない場合は日程を調整します。)

## ●対象者

町内に在住、在勤または在学している人で構成された5人以上の団体、グループ。(受講のために作ったグループでも結構です。)

## ●講座内容

左ページの「講座メニュー」をご覧ください。  
※メニューにない内容も可能な限り対応いたします。

## ●受講料

### 無料

(ただし、教材などは実費負担していただきます。事前に打ち合わせをします。)

## ●その他

講座は、団体などが主催する学習会などへ町職員(講師)を派遣する形式で行いますので、準備、会場の確保・設営、司会進行などは主催者側の団体及びグループで行っていただきます。

なお、以下に該当する場合は講座を開くことができません。

- ①公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害する恐れがあるとき。
- ②政治、宗教または営利を目的とした催しなどの場合(ただし、講座の持ち方・内容によりますので、一度ご相談ください。)
- ③出前講座の目的に反し、その受講が適当ではないとき。
- ④天災、大規模災害、その他の事由により講師を派遣できないとき。

## ●受講するみなさまへのお願い

- 講座では、説明に関する質疑や意見交換を行いたいと考えています。
- 講座時間は、質疑応答を含めて予定時間内(1時間程度)で終了するようご協力ください。
- 質問の内容によっては、その場で即答することができない場合があります。(持ち帰って後日、お答えいたします。)

## ●申込方法

受講希望日の14日前までに「受講申込書」を下記まで提出してください。

- 講座の申込先  
企画財政課企画担当  
講座の担当課(講座一覧をご覧ください)

## ●講師派遣通知書

お申し込み後、日程などの調整を行い、後日、講師派遣の可否を、講師派遣通知書によりご連絡します。

## お申し込みから講座開催までの流れ

### ①受講申込

申込書を提出していただきます。その後、希望する内容について詳しくお聞きし、注意事項等の説明をいたします。



### ②講師派遣通知(町から)

書面にて、申込者へ派遣の可否について連絡します。



### ③開催準備期間

申込者と講師職員との打合せ、資料などの準備。



### ④講座開催

受講申込から講座開催まで  
14日

## ひと・まちづくり出前講座メニュー

▼ まち・町政を知る			▼ 生活知識・一般教養			
No.	講座名	担当課	No.	講座名	担当課	
■ 町の計画・構想			■ 健康増進			
1	本町の行政改革	総務課	40	生活習慣病予防のポイント	保健福祉課	
2	移住促進事業について	商工観光課	41	何をどれだけ食べたらいいの?		
■ 町の産業・特産・自然			42	増え続ける「がん」に負けないために		
3	わが町の畑作農業	農林課	43	心の健康づくり		
4	わが町の酪農・畜産		44	高齢期の健康づくりについて		
5	わが町の森づくり		45	高齢期の「うつ」と「認知症」について… 早期発見と予防方法		
6	熱気球を体験しよう		■ 育児・教育			
7	わが町の観光		46	子どもの食生活習慣について	保健福祉課	
8	旧国鉄土幌線コンクリートアーチ橋梁群	商工観光課	47	子どものむし歯予防について		
9	大雪山系の自然		48	絵本の世界	教育委員会	
■ 町内の施設・設備等			49	発達障がいについて	保育課	
10	北海道自然歩道「東大雪の道」		■ くらし・安全対策			
11	わかりやすい水道の仕組み		50	防災対策について	総務課	
12	わかりやすい下水道の仕組み	建設課	51	暮らしと町税	町民課	
13	道路・河川・公園の管理内容について		52	ごみの減量と資源リサイクル		
14	わかりやすい道路構造について		53	わかりやすい合併浄化槽のしくみ		
15	わかりやすい建物構造について		54	耐震計画について	建設課	
16	牧場運営について	農林課	55	応急手当の普及啓発活動		
17	ごみ焼却、処理の現状と課題	北十勝2町環境衛生処理組合	56	火災・救急等の119番通報	消防署	
18	ごみ処理の環境対策		57	火災の実例から学ぶ火災予防		
■ 制度・手続き			58	火災予防条例を知り家族を守る		
19	もっと知りたい情報公開制度	総務課	59	つけていますか？住宅用火災警報器		
20	町の条例・規則って何？		■ 社会的話題・知識			
21	公共事業の発注と契約		60	NPO活動	企画財政課	
22	行政機構の仕組み		61	文化財について	教育委員会	
23	本町の各種委員会制度について		62	生涯学習について		
24	暮らしの中の選挙	教育委員会	■ 町の現況			
25	まちづくり活動支援事業について	企画財政課	63	まちの台所事情	企画財政課	
26	農林商工連携について	商工観光課	64	社会教育の実践について	教育委員会	
27	監査委員制度	監査事務局	■ 役場の事務			
28	アダプトプログラム（里親制度）	65	財産管理のあり方	総務課		
29	マイプラン・マイスタディ事業について	保健福祉課	66	町の情報発信	企画財政課	
30	国民年金制度とは	町民課	67	議会の役割	議会事務局	
31	介護保険制度について	上記のほかに希望する内容がありましたら、可能な限り対応いたしますので、ご相談ください。				
32	国民健康保険制度について	■お問い合わせ先				
33	後期高齢者医療制度について	上士幌町役場 企画財政課企画担当(老月)				
34	民生委員児童委員活動について	農業委員会	TEL:2-2111(内線265) FAX:2-4637			
35	障がいのある人の福祉制度について		E-mail:kikakuzaiseika@town.kamishihoro.hokkaido.jp			
36	子どもの福祉について					
37	成年後見制度と権利擁護事業					
38	農業委員会制度と農地法のしくみ					
39	火災予防条例による届出義務	消防署				